

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA, ファトカ) 対応サービス 私たちが金融機関のコンプライアンスを支援します。



FATCAとは、米国人による海外口座を利用した租税回避を防止するため、米国外の金融機関に顧客口座の本人確認や報告義務を課す米国税法です。2010年3月18日に成立し、2013年1月1日に施行されます。

多くの日本の金融機関に影響

FATCAの対象となる「金融機関」は広範に定義されており、米人口座の有無にかかわらず、銀行、証券、保険、農協・漁協、信金・信組、投信、投資組合等では何らかの影響を受けることになります。

米国投資に30%の源泉税

FATCAに準拠しない場合、自己および顧客勘定による米国投資からの利子、配当、さらには米国資産の売却・償還額に30%の源泉徴収が課されます。

米国政府との契約締結、金融口座の本人確認・報告義務

30%の源泉税を回避するためには、IRS（米国内国歳入庁）とFFI（外国金融機関）契約の締結が必要ですが、全ての口座を対象とする本人確認手続きや、報告義務、外部検証等、さまざまな義務を負うことになり、システム対応等も必要になる可能性があります。

トーマツ FATCA チーム

税理士法人トーマツ 米国税務サービス

生田 ひろみ (エグゼクティブオフィサー)

03-6213-1164

hiromi.ikuta@tohatsu.co.jp

前田 幸作 (ディレクター)

03-6213-3957

kosaku.maeda@tohatsu.co.jp

秋葉 奈緒子 (マネジャー)

03-6213-3982

naoko.akiba@tohatsu.co.jp

伊達 晶子 (アソシエイト)

03-6213-1184

akiko.date@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ

今永 浩一郎 (ディレクター)

090-6549-0683

koichiro.imanaga@tohatsu.co.jp

中村 淳一 (シニアマネジャー)

090-6498-9423

junichi.nakamura@tohatsu.co.jp

www.tohatsu.com/tax

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150か国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約170,000人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、スイスの法令に基づく連合組織体のデロイト トウシュ トーマツおよび相互に独立した個別的法的存在であるネットワーク組織のうちのメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツとメンバーファームの法的な構成についての詳細はwww.tohatsu.com/deloitte/をご覧ください。

© 2011 Deloitte Tohatsu Tax Co.

Member of
 Deloitte Touche Tohatsu Limited

FATCAのタイムライン

2011年以前	2012年	2013年	2014年	2015年以降
2011年末まで 暫定規則 契約書ドラフト	夏頃 最終規則 契約書の公表	段階的導入期間 第1フェーズ	段階的導入期間 第2フェーズ	全面施行
2010年3月18日 HIRE Act 署名日	FFI 契約 12月31日までに、 IRSはFFI契約の電子 申請システムを構築	1月1日 FATCA 施行	源泉徴収 ・1月1日 FDAP 所得の源泉徴収開始	源泉徴収 ・1月1日 全ての源泉徴収の対象と なる支払いに源泉徴収 開始*5
2010年8月27日 第1弾ガイダンス Notice 2010-60 公表	QI (WP/WT) 12月31日に失効する QI 契約は自動延長	FFI 契約 ・1月1日から6月30日 FFI 契約締結 ・7月1日 FFI 契約発効日*1	口座の確認 ・6月30日 50万ドル以上のプライベートバン キング口座の本人確認完了期限*3 ・12月31日 50万ドル未満のプライベートバン キング口座の本人確認完了期限*4	口座の確認 ・6月30日 その他の口座の本人確認 完了期限*6
2011年4月8日 第2弾ガイダンス Notice 2011-34 公表	適用除外債権 3月18日時点で すでに発効されている 債権は適用除外	口座の確認 7月1日から、新規口座につい て米国人を特定するための本人 確認手続を実施*2	IRS への報告 ・6月30日 様式 W-9 の受領、本人確認の できない口座の判定日 ・9月30日 様式 W-9 を受領した口座、本人 確認のできない口座の報告期限	
2011年7月14日 第3弾ガイダンス Notice 2011-53 公表		QI (WP/WT) 12月31日までに、FFI 契約を 締結した場合、QI 契約は 更新したものと見なされる。		
	暫定規則に対するコメントの提出			

*1 2013年7月1日以降に FFI 契約を締結した場合には、FFI 契約締結日が、契約発効日となる。
 *2 FFI 契約発効日が 2013年7月1日より後の場合には、契約発効日以降に開設される口座について、
 米国人を特定するための本人確認手続を実施する。
 *3 FFI 契約発効日が 2013年7月1日より後の場合には、契約発効日から1年以内に実施する。
 *4 FFI 契約発効日が 2013年7月1日より後の場合には、2014年12月31日と契約発効日から1
 年を経過する日のいずれか遅い日までに実施する。
 *5 パススルーペイメントについての源泉徴収は、2015年1月1日より遅くなる可能性あり。
 *6 FFI 契約発効日が 2013年7月1日より後の場合には、契約発効日から2年以内に実施する。

私たちトーマツ FATCA チームは、
 税理士法人トーマツ 米国税務サービスグループと、
 有限責任監査法人トーマツ 金融インダストリーグループで
 協力体制を構築し、的確・迅速なサポートを提供します。

私たちの強み

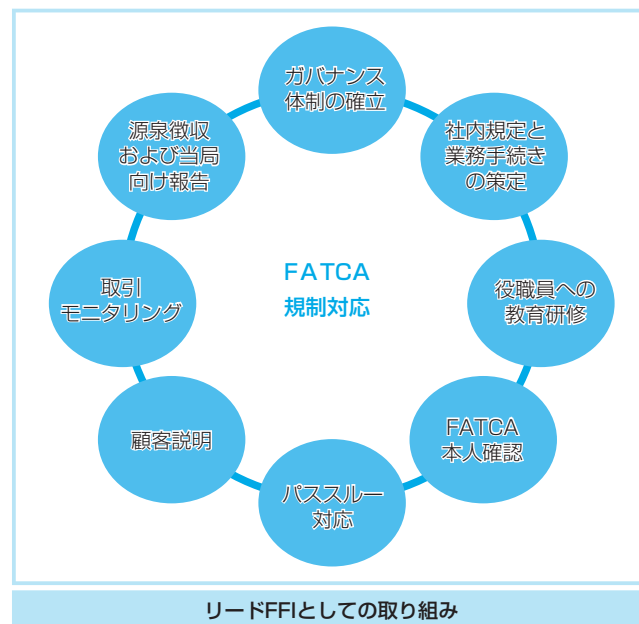
グローバルチームとの連携

トーマツグループがメンバーファームとなっているDeloitteのFATCAグローバルチームは、国際税務・米国源泉徴収制度に豊富な経験を有するメンバーで構成され、IRS（内国歳入庁）と強力なコネクションを持っています。グローバルチームとの連携により、米国税務およびIRSの最新の情報を入手し、迅速な対応を行うことができます。

FATCAグローバルチームは、世界有数の金融グループに多数のFATCAサービスを提供しています。日本でも、大手金融機関に対し、すでにFATCAサービスを提供しています。

グローバルでサポートする、FATCA プロジェクト運営

米国当局と密接にコミュニケーションを行っている Deloitte の FATCA グローバルチームとの連携により、何を、いつまでに、どの程度実施すればよいかについて、無理・無駄のないアドバイスを実施します。



スムーズな外部検証の実施

FATCA制度と密接に関連するQI（適格仲介人）制度において、日本では約200社の金融機関がQI契約をIRSと締結しています。私たちは、そのうち過半数の金融機関に対してQIサービスを提供しており、QI外部検証については豊富な経験と実績があります。FATCAで検討されている外部検証についても、スムーズな実施が可能です。

地域金融機関へのきめ細かなサポート実績

QI制度開始以来、トーマツでは東京に専門チームを置き、多数の地域金融機関に対し、きめ細かで丁寧なサービスを提供してきました。FATCAに関しても、より多くの地域金融機関を支援します。

トーマツ FATCAチームが提供するサービス

FATCA についての 役員・社員向け研修の実施	まずはFATCAについて正しく理解することが必要です。ご要望に応じ、効果的な研修を実施します。
FATCA についての 質疑・応答	FATCA についてご不明な点があれば、いつでもお気軽にご連絡ください。迅速に回答します。
FATCA プロジェクト 運営サポート	FATCA 対応の効率的かつ効果的な進捗に向けて、また余計なコストを可能な限り回避すべく、FATCA プロジェクトの運営をサポートします。（左図参照）
現状分析、FATCA 対応に向けた 国内外のインパクト評価	各金融機関の状況に応じたギャップ分析サポートにより、より効率的かつ現実的な対策構築へつなげます。
FATCA 制度に係る アドバイス	まもなく公表されるFATCAに係る施行規則案について、米国税務の専門家が、専門的立場からサポートします。
リード FFI となる金融機関への 総合コンサルティングサービス	拡大関連者グループを代表するリード FFI となる金融機関へ総合コンサルティングサービスを提供します。
対象となる拡大関連者グループ および FFI の特定	会計上の連結範囲とは異なるFATCAの規定に基づき、拡大関連者グループに属する関連会社の特定と、特定された関連会社の属性決定をサポートします。
システム導入のサポート	FATCA の内容を熟知した専門家が、システム導入をサポートします。
FFI 契約締結サポート	2013年6月30日までに必要となるFFI契約の締結またはみなし遵守FFI認定をサポートします。
米国財務省・IRS との 交渉サポート	各金融機関の個別の状況を検討の上、今後の作業負荷の軽減が可能な場合には、FATCA グローバルチームと連携し、米国財務省・IRS との交渉をサポートします。
IRS への年次報告書の作成	私たちは、毎年100社を超える日本の金融機関のIRSへの報告書を作成しています。FATCAに基づく報告書の作成も迅速にサポートします。
FATCA 外部検証の実施	数多くの金融機関にQI制度における外部検証を行ってきた今までのノウハウを活用し、迅速で、適切な外部検証を実施します。
FATCA 規定集・ 手続マニュアルの提供	特定の口座が米国人口座に区分されることを回避するための補助に従業員に禁じる規定が必要になります。また、口座確認手続き、報告、源泉徴収、パススルー率の算定等についての手続マニュアルを提供します。
FFI 契約継続のための コンサルティング	FATCA 制度の導入時だけでなく、継続的なコンサルティングサービスを提供します。